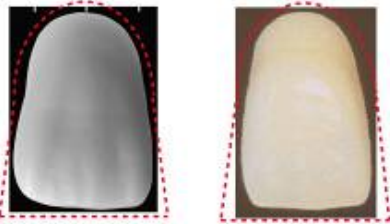
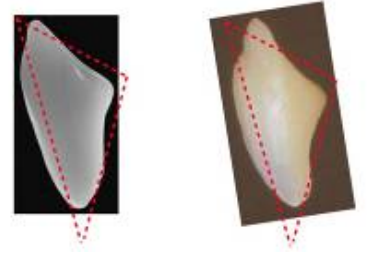
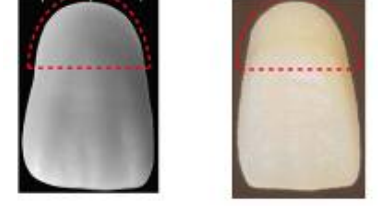


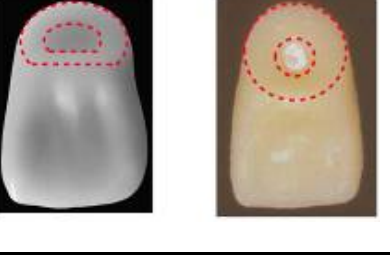
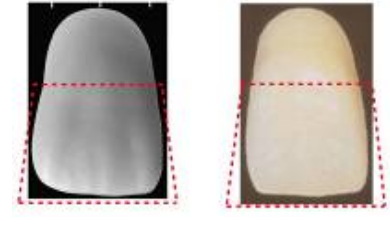


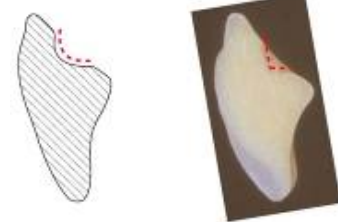
審決認定の共通点・相違点一覧表1

審決が認定した共通点

	部位	本願意匠Aと引用意匠Aの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点(1A)	全体		正面図	正面視の形状を、上半分弱が略半円形状で下半分強が略等脚台形状の略釣鐘形状	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	側面視の形状を略不等辺三角形形状とする略くさび形状である点	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(1B-1)	上半分弱の部位		正面図	正面視において略半円形状であり	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	その唇面を、下方から上方に向かって次第に縮径する略円弧曲面とし、そのうち最上辺部において曲率をやや小さくし、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(1B-2)			右側面図	舌面側は大きく斜めに、ごく緩やかな円弧状凹面に切り欠き	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(1B-3)			背面図	この基底面の全周縁部に、広い略等幅の土手部を残し、中央を略すり鉢状凹陷部とした点	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(1C-1)	下半分強の部位		正面図	正面視において略等脚台形状であり、その横幅が、上半分弱の正面視略半円形部よりやや広く、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。

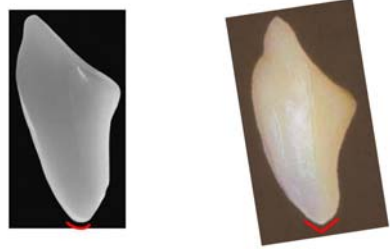
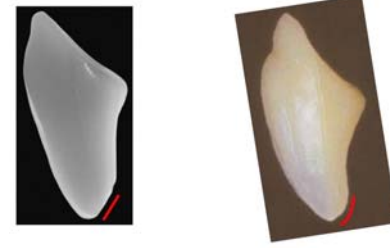
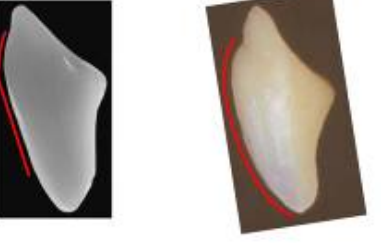
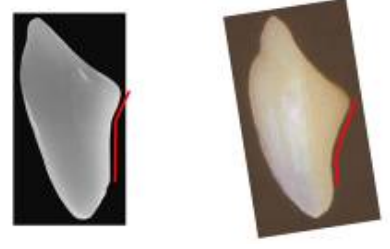
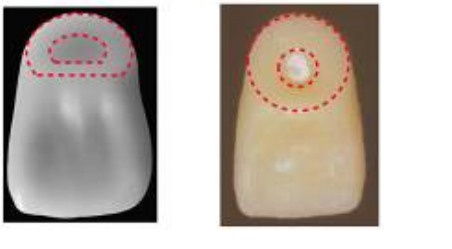
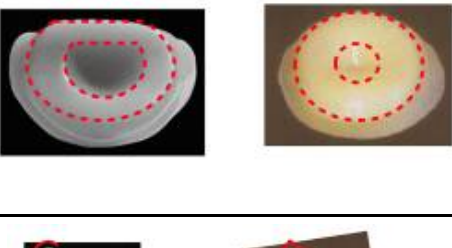

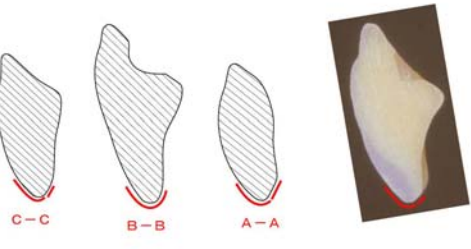
	部位	本願意匠Aと引用意匠Aの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点 (1C-2)	下半分強の 部位		右側面図	唇面は、上方を厚く略円弧状に膨出させ、	否認する。 本願意匠Aは、唇側面の下半分強の部位の切縁部付近(青い破線の下側端部付近)までの形状は、ほぼ直線的な形状である。これに対して引用意匠Aの唇側面の形状は審決の認定どおり「略円弧状」である。
			右側面図	下方に到るに従い平板状に薄くし、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			背面図	舌面は、横幅中央部を縦に浅くシャベル状にえぐり	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点 (1C-3)			底面図	下半分強の部位は、その上方が略かまぼこ形状の最大口径部を形成する点、	否認する。 本願意匠A及び引用意匠Aにおいて、舌側面4における最大口径部に該当する基底面6の下端6A(稜8)の形状は、本願意匠Aは直線に近い曲線であるのに対して、引用意匠Aは大きな円弧の形状である。
共通点 (1C-4)			正面図	正面図において、下端辺が、三つのやや山状の部位と二つのやや谷状の部位とを交互に組み合わせたごく低い略波形状を呈する点、	否認する。 引用意匠Aの下端辺は、下端辺の中央やや右側を頂点とする一つのごく低い山状形状であり、頂点から両隅までの部位はほぼ直線である。したがって、引用意匠Aの下端辺の形状は、「三つのやや山状の部位と二つのやや谷状の部位とを交互に組み合わせたごく低い略波形状」とは認定できない。一方、本願意匠Aの下端辺の形状は審決の認定どおり「三つのやや山状の部位と二つのやや谷状の部位とを交互に組み合わせたごく低い略波形状」である。
共通点 (1D-1)	切縁部		右側面図	側面視では、略弾頭形状を呈するものであり、	否認する。 本願意匠Aの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Aの切縁部10の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である(相違点1エ)。
			右側面図		本願意匠Aは切縁部の先端につながる舌側面4に直線部分があるのに対して、引用意匠Aの切縁部10の先端につながる舌側面4の形状は曲線である(相違点1オ)。
共通点 (1D-2)			端面図及び断面図	唇面上端縁と切縁先端を結ぶ仮想平面を基準とすると、切縁部の端面形状が、概ね上記仮想平面を中心線とし切縁先端を最下端とする、略放物線を描くものである点。	否認する。 本願意匠Aと引用意匠Aの切縁部の端面形状は、引用意匠Aの形状の開示が十分でないため、比較すること自体が不可能である。 また、引用意匠AのA-A断面図と最も近い位置を基準としている本願意匠AのB-B線端面図と引用意匠AのA-A断面図を比較すると、本願意匠AのB-B線端面図では、切縁部の先端につながる舌側面側の形状がほぼ直線状であるのに対して、引用意匠AのA-A断面図では、切縁部の先端につながる舌側面側の形状はほぼ直線状である。

審決が認定した相違点

	部位	本願意匠Aと引用意匠Aの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(1ア)	正面視左端部の形状		正面図	本願意匠Aは、中程やや上部付近において、ごくわずかな屈曲凹部があるのに対して、引用意匠Aは、途中に凹部のないならかな面である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。
相違点(1イ)	切縁部両下隅の正面形状		正面図	本願意匠Aは、右隅は、右端部が内側に向かってわずかに湾曲してすぼまっており、下端辺に向かって角張って屈曲して、前記下端辺における三つのやや山状の部位のうち右の山を形成しており、左隅は、左端部から下端辺にかけて曲率の大きな円弧状に湾曲して、前記下端辺における三つのやや山状の部位のうち左の山を形成しているのに対して、 引用意匠Aは、両隅とも左右端部が内側に向かってわずかに湾曲してすぼまり、下端辺に向かって角張って屈曲し、前記下端辺における三つのやや山状の部位の左右の山を形成している点。	認める。 但し、審決の評価については否認する。
相違点(1ウ)	基底面中央凹陷部の形状		端面図及び断面図	本願意匠Aは、略丸底形状であるのに対して、引用意匠Aは、略円すい状である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。

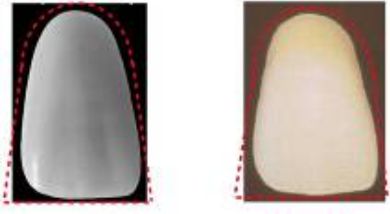
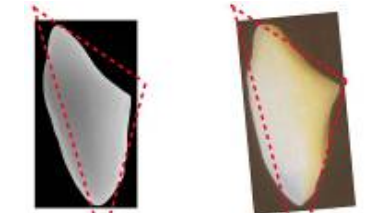
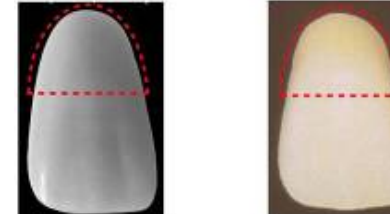
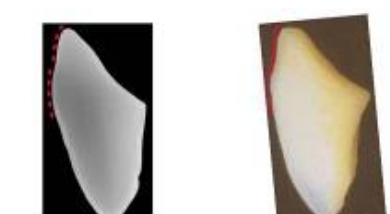
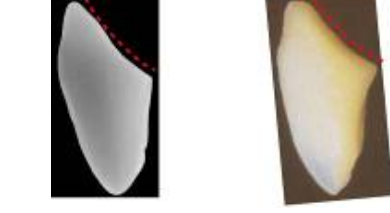
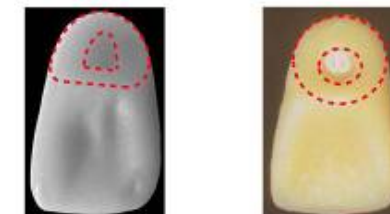
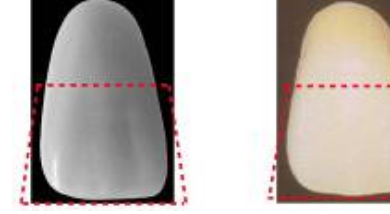
原告主張の相違点一覧表1

審決が看過した相違点(原告主張)

	部位	本願意匠Aと引用意匠Aの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(1工)	切縁部		右側面図	なし	本願意匠Aの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Aの切縁部10の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である。
相違点(1才)			右側面図	なし	本願意匠Aは切縁部の先端につながる舌側面4に直線部分があるのに対して、引用意匠Aの切縁部10の先端につながる舌側面4の形状は曲線である。
相違点(1カ)	歯冠部の唇側面の形状		右側面図	なし	本願意匠Aの歯冠部9の唇側面1の形状は、歯冠部9と歯頸部2の境から正面側に最も張り出した部分までの形状が緩やかな円弧状であり、正面側に最も張り出した部分から切縁部10の付近までの形状はほぼ直線状である。これに対して、引用意匠Aの歯冠部9の唇側面1の形状は、歯冠部9と歯頸部2の境から切縁部10の先端まで全体が略円弧状になっている。
相違点(1キ)	舌側面の形状		右側面図	なし	本願意匠A及び引用意匠Aの舌側面4は、稜8から正面側下方に傾斜した部分4Aと略垂直な部分4Bに分かれている。本願意匠Aの舌側面4の形状は、垂直な部分4Bの長さが傾斜した部分4Aの長さの2倍以上であるのに対して、引用意匠Aの舌側面4の形状は、垂直な部分4Bの長さが傾斜した部分4Aの長さの2分の1以下である。
相違点(1ク)	基底面の輪郭と基底面中央凹陷部の輪郭の形状		背面図	なし	本願意匠Aの基底面6は稜8の部分に一定の横幅があり、基底面6の輪郭の形状としてはこの稜8の部分の直線的な部分を形成している。また、基底面6の中央凹陷部11の輪郭にも基底面6の直線部分と平行な直線部分が形成されている。これに対して、引用意匠Aの基底面6は稜8の部分に横幅がなく、基底面6の輪郭の形状としては直線的な部分のない略楕円形の形状になっている。また、基底面6の中央凹陷部11の輪郭も同様に略楕円形の形状である。
			平面図		
相違点(1ケ)	唇側面上端縁の形状		右側面図	なし	本願意匠Aの唇側面上端縁3の形状は、円弧状であるのに対して、引用意匠Aの唇側面上端縁3の形状は、鋭角を形成している。
ファセット面の有無の相違			端面図及び断面図	本願意匠Aの出願時の願書の記載並びに願書に添付した写真及び断面図によれば、これらの写真及び断面図は、それぞれ人工歯の実際の大きさより、はるかに大きな図として添付されているが、周囲の面と比較して凹凸形状として明確に一定の領域を認識できる部位は認められない。	否認する。 本願意匠Aは、出願時の願書に添付した右側面図、左側面図、底面図、A-A線端面図、B-B線端面図及びC-C線端面図によって、ファセット面を認識することができる。

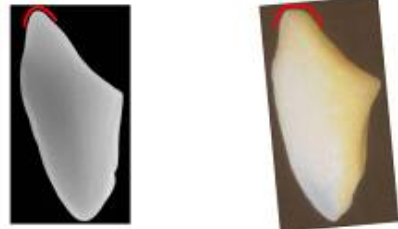
審決認定の共通点・相違点一覧表2

審決が認定した共通点

	部位	本願意匠Bと引用意匠Bの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点(2A)	全体		正面図	正面視の形状を、上半分弱が略半楕円形状で下半分強が略等脚台形状の略釣鐘形状、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	側面視の形状を略不等辺三角形形状とする略くさび形状である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(2B-1)	上半分弱の部位		正面図	正面視において略半楕円形状であり、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	その唇面を、下方から上方に向かって次第に縮径する略円弧曲面とし、そのうち最上辺部において曲率をやや小さくし、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(2B-2)	上半分弱の部位		右側面図	舌面側は大きく斜めに、ごく緩やかな円弧状凹面に切り欠き	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(2B-3)			背面図	基底面の全周縁部に、広い略等幅の土手部を残し、中央を略すり鉢状凹陷部とした点	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(2C-1)	下半分強の部位		正面図	正面視において略等脚台形状であり、その横幅が、上半分弱の正面視略半円形部よりやや広く、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。

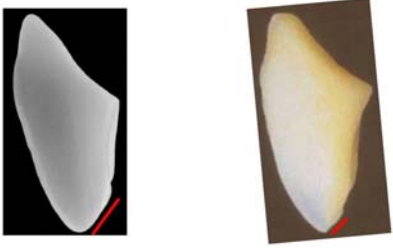

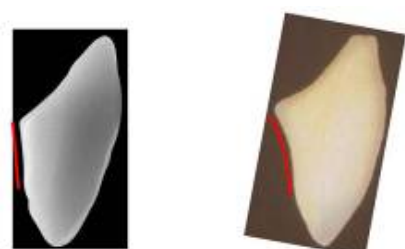
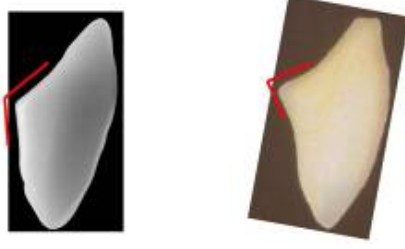
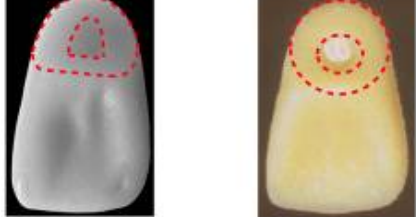

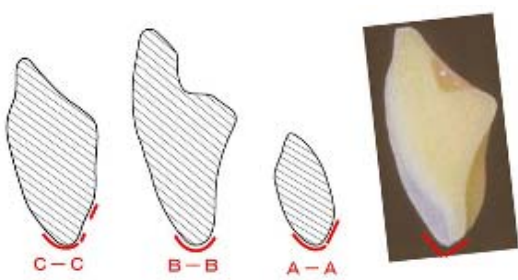
	部位	本願意匠Bと引用意匠Bの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点 (2C-2)	下半分強の 部位		左側面図	唇面は、上方を厚く略円弧状に膨出させ、	否認する。 本願意匠Bは、唇側面の下半分強の部位の切縁部先端付近の形状は大きな曲線であり、それより上の部分はほぼ直線的な形状である。これに対して、引用意匠Bの唇側面の形状は審決の認定どおり「略円弧状」である。
			右側面図	下方に到るに従い平板状に薄くし、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点 (2C-3)	下半分強の 部位		背面図	舌面は、横幅中央部を縦に浅くシャベル状にえぐり	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点 (2C-4)			底面図	下半分強の部位は、その上方が略かまぼこ形状の最大口径部を形成する点、	否認する。 本願意匠B及び引用意匠Bにおいて、舌側面4における最大口径部に該当する基底面6の下端6A(稜8)の形状は、本願意匠Bは直線に近い曲線であるのに対して、引用意匠Bは大きな円弧の形状である。
共通点 (2D-1)			正面図	正面図において、右隅は、右端部が内側に向かってわずかに湾曲してすぼまっており、下端辺に向かって角張って屈曲してやや山状部を形成しており、左隅は、左端部から下端辺にかけて曲率の大きな円弧状に湾曲しており、下端辺の間にもやや山状部がある	否認する。 本願意匠Bの下端辺は、両隅の湾曲部の間は直線形状であり、山状部は形成されていない。したがって、本願意匠Bの切縁部の形状は、「下端辺の間にもやや山状部がある」とは認定できない。一方、引用意匠Bの切縁部には審決の認定どおり「下端辺の間にもやや山状部」がある。
共通点 (2D-2)	切縁部		右側面図	側面視では、略弾頭形状を呈するものであり、	否認する。 本願意匠Bの切縁部10の先端の形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Bの切縁部10の先端の形状は、角のある(エッジが付いた)形状である(審決で認定する「相違点(2ウ)」)。
			右側面図		切縁部の先端につながる舌側面4の直線部分が、本願意匠Bは引用意匠Bの約2倍の長さである(相違点(2オ))。
			端面図及び断面図	唇面上端縁と切縁先端を結ぶ仮想平面を基準とすると、切縁部の端面形状が、概ね上記仮想平面を中心線とし切縁先端を最下端とする、略放物線を描くものである点。	否認する。 本願意匠Bと引用意匠Bの切縁部の端面形状は、引用意匠Bの形状の開示が十分でないため、比較すること自体が不可能である。 また、引用意匠BのA-A断面図と最も近い位置を基準としている本願意匠BのB-B線端面図と引用意匠BのA-A断面図を比較すると、本願意匠BのB-B線端面図では、切縁部の先端につながる舌側面側の形状がほぼ曲線であるのに対して、引用意匠BのA-A断面図では、切縁部の先端につながる舌側面側の形状はほぼ直線状である。

審決が認定した相違点

	部位	本願意匠Bと引用意匠Bの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(2ア)	正面視右端部の形状		正面図	本願意匠Bは、途中に凹部のないなだらかな面であるのに対して、引用意匠Bは、中程やや上部付近においてごくわずかな屈曲凹部がある点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。
相違点(2イ)	側面視上端部の形状		右側面図	本願意匠Bは、後傾略小放物線状であるのに対して、引用意匠Bは、略小台形状である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。
相違点(2ウ)	切縁部先端の形状		正面図	本願意匠Bは、正面視で下端辺中間のごく低い山状を呈する位置が中央やや左であり、側面視で先端部がやや丸みを帯びているのに対して、引用意匠Bは、正面視で下端辺中間のごく低い山状を呈する位置が略中央であり、側面視で先端部がややとがっている点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。
			右側面図		
相違点(2エ)	舌面の凹部の態様		背面図	本願意匠Bは、舌面の浅くえぐれた面の中で、三箇所、島状に周囲よりわずかに深くえぐった箇所があり、それらは、背面図において、中央やや左に略米粒形状、中央やや右に細長い略米粒形状、右下隅に略粟粒状のそれぞれ凹部として設けているのに対して、引用意匠Bは、舌面中央を略均等に浅いシャベル状にえぐっている点	認める。 但し、審決の評価については否認する。

原告主張の相違点一覧表2

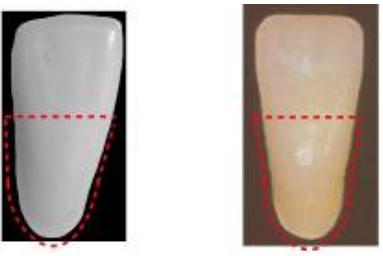
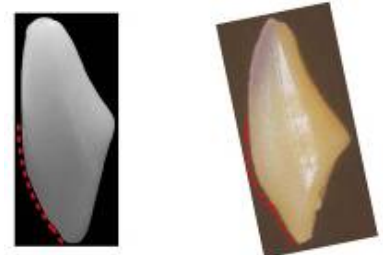
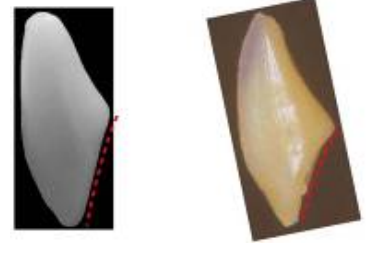
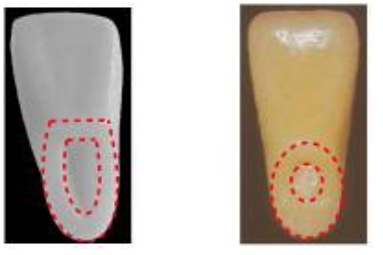
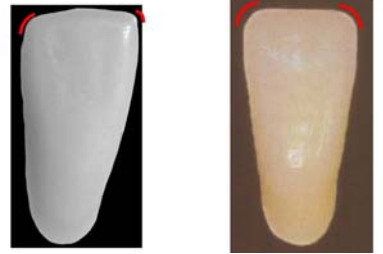
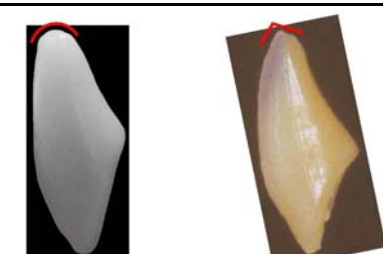
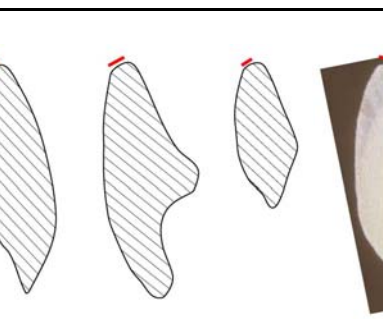
審決が看過した相違点(原告主張)

	部位	本願意匠Bと引用意匠Bの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(2才)	切縁部		右側面図	なし	切縁部の先端につながる舌側面4の直線部分が、本願意匠Bは引用意匠Bの約2倍の長さである。
相違点(2カ)	歯冠部の唇側面の形状		左側面図	なし	本願意匠Bの歯冠部9の唇側面1の形状は、歯冠部9と歯頸部2の境から正面側に最も張り出した部分までの形状が緩やかな円弧状であり、正面側に最も張り出した部分から切縁部10の先端付近までの形状はほぼ直線状であり、切縁部10の先端付近の形状は小さな円弧状である。これに対して、引用意匠Bの歯冠部9の唇側面1の形状は、歯冠部9と歯頸部2の境から切縁部10の先端まで全体が略円弧状になっている。
相違点(2キ)	舌側面の形状		左側面図	なし	本願意匠Bの舌側面4の形状は、稜8から切縁部10までの形状がほぼ直線状である。一方、引用意匠Bの舌側面4の形状は、稜8から切縁部10までの形状が円弧状である。
相違点(2ク)	稜の形状		左側面図	なし	本願意匠Bの稜8は、鈍角の角を形成しているのに対し、引用意匠Bの稜8は、鋭角の角を形成している。
相違点(2ケ)	基底面の輪郭と基底面中央凹陷部の輪郭の形状		背面図	なし	本願意匠Bの基底面6は稜8の部分に一定の横幅があり、基底面6の輪郭の形状としてはこの稜8の部分が直線的な部分を形成している。また、基底面中央凹陷部11の輪郭にも基底面6の直線部分と平行な直線部分が形成されている。これに対して、引用意匠Bの基底面6は稜8の部分に横幅がなく、基底面6の輪郭の形状としては直線的な部分のない略楕円形の形状になっている。また、基底面6の中央凹陷部11の輪郭も同様に略楕円形の形状である。
			平面図		
ファセット面の有無の相違			端面図及び断面図	本願意匠Bの出願時の願書の記載並びに願書に添付した写真及び断面図によれば、これらの写真及び断面図は、それぞれ人工歯の実際の大きさよりはるかに大きな図として添付されているが、周囲の面と比較して凹凸形状として明確に一定の領域を認識できる部位は認められない。	否認する。 本願意匠Bは、出願時の願書に添付した右側面図、左側面図、底面図、A-A線端面図、B-B線端面図及びC-C線端面図によって、ファセット面を認識することができる。

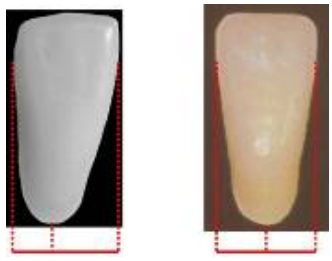
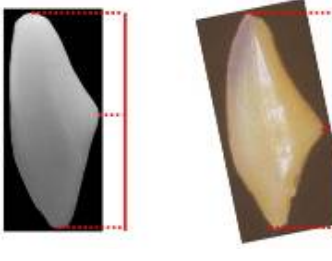

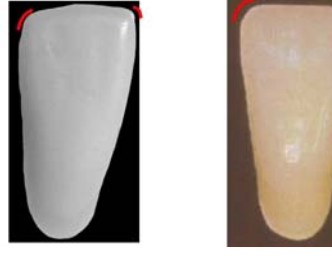
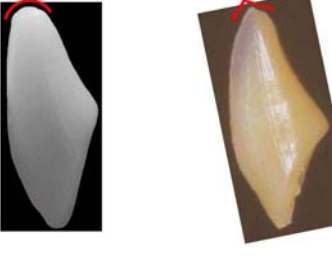
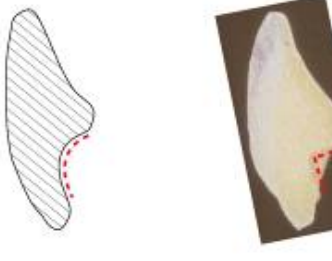
審決認定の共通点・相違点一覧表3

審決が認定した共通点

	部位	本願意匠Cと引用意匠Cの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点(3A)	全体		正面図	正面視の形状を、略上半分が略逆台形状で、略下半分が略逆釣鐘形状の略逆細釣鐘形状、	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	側面視の形状を略三角形とする略くさび形状である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(3B-1)	略上半分の部位		正面図	正面視において略逆台形状であり、その横幅が、略下半分の正面視略逆釣鐘形状部よりやや広く	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(3B-2)			右側面図	唇面は、下方を厚く略円弧状に膨出させ、	否認する。 本願意匠Cは、唇側面の上半分強の部位の切縁部付近までの形状は、ほぼ直線的な形状である。これに対して、引用意匠Cの唇側面の形状は審決の認定どおり「略円弧状」である。
共通点(3B-3)			右側面図	舌面は、ごく緩やかな円弧状凹面であり、	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	略上半分の部位は、その下方が最大口径部を形成する点	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。

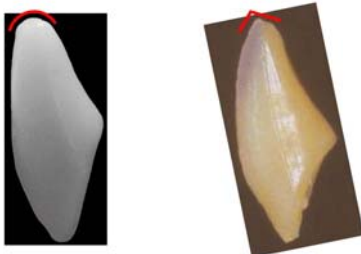
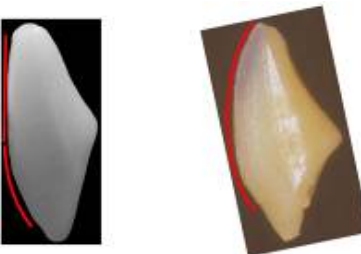
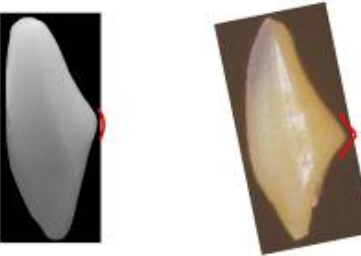
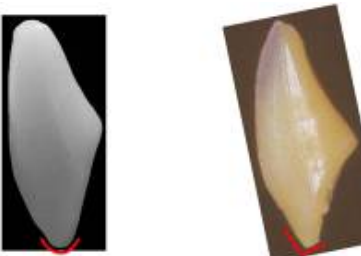
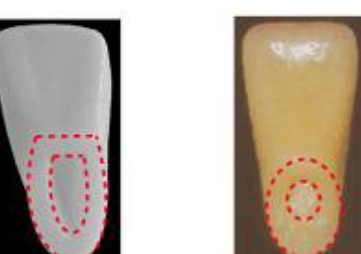
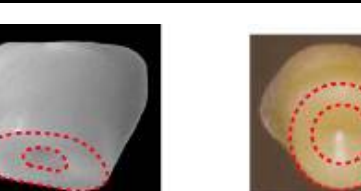
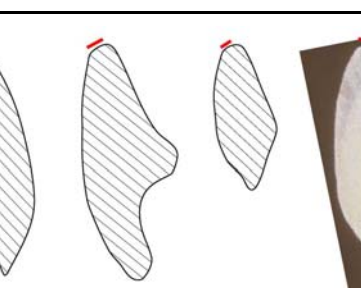
	部位	本願意匠Cと引用意匠Cの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点 (3C-1)	略下半分の 部位		正面図	正面視において略逆釣鐘形状であり、	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	唇面を、上方から下方に向かって次第に縮径する略円弧状曲面とし、そのうち最下辺部において曲率をやや小さくし	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点 (3C-2)	略下半分の 部位		右側面図	舌面側は大きく斜めに、ごく緩やかな円弧状凹面に切り欠き	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点 (3C-3)			背面図	基底面の全周縁部に、広い略等幅の土手部を残し、中央を略すり鉢状凹陥部とした点	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点 (3D-1)	切縁部		正面図	正面図において、上端辺両隅が丸みを帯びており	否認する。 本願意匠Cの左隅は右隅よりも大きなアールを有して左右非対称であるのに対して、引用意匠Cは両隅のアールの大きさは略同じであり左右対称である。この相違点は、審決の相違点(3ウ)として認定されている。切縁部10の形状は、共通点ではなく、相違点としてのみ認定されるべきものである。
共通点 (3D-2)			右側面図	側面視では略弾頭形状を呈するものであり	否認する。 本願意匠Cの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Cの切縁部の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である(相違点(3カ))。
			端面図及び断面図	唇面下端縁と切縁先端を結ぶ仮想平面を基準とすると、切縁部の端面形状が、概ね上記仮想平面を中心線とし切縁先端を最上端とする、略放物線を描くものである点。	否認する。 本願意匠Cの切縁部10の端面形状は、切縁部10の先端につながる唇側面1側の形状にほぼ直線状の直線部分があるのに対して、引用意匠Cの切縁部10の端面形状は、切縁部10の先端につながる舌側面4側の形状にほぼ直線状の直線部分があり、本願意匠Cの直線状の直線部分の傾斜方向と引用意匠Cの直線状の直線部分の傾斜方向とは、逆である。

審決が認定した相違点

	部位	本願意匠Cと引用意匠Cの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(3ア)	正面視の形状		正面図	本願意匠Cは、最下端が幅方向やや左に位置する左右非対称の形状であるのに対して、引用意匠Cは、最下端が幅方向略中央に位置する左右略対称の形状である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。
相違点(3イ)	側面視の形状		右側面図	本願意匠Cは、略三角形を呈する舌面側の両辺の長さが、略同長であるのに対して、引用意匠Cは、略三角形を呈する舌面側の両辺の長さが、上方辺の方が下方辺より長い点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。
相違点(3ウ)	切縁部の正面形状		正面図	本願意匠Cは、右隅は、右端部が内側に向かってわずかに湾曲してすぼまり、曲率の大きな小円弧状隅部を経て、横幅中央部まで、左斜め上に向かってごくわずかに傾斜する上端辺を形成し、左隅は、右隅の曲率より小さな曲率の大円弧状隅部を経て、横幅中間部まで、右斜め上に向かってわずかに傾斜する上端辺を形成して、上端辺中間部がわずかに高い山状を成しているのに対して、引用意匠Cは、両隅とも左右端部が内側に向かってほぼ同じ曲率の円弧状に湾曲して上端辺に到り、上端辺は、両隅を除いて水平状である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。
			正面図		
相違点(3エ)	切縁部の側面形状		右側面図	本願意匠Cは、仮想中心軸の前方唇面側の曲線の曲率と、後方舌面側の曲線の曲率が、略同じであるのに対して、引用意匠Cは、仮想中心軸の前方唇面側の曲線は、やや曲率が小さく、後方舌面側の曲線はやや曲率が大きい点	認める。 但し、審決の評価については否認する。
相違点(3オ)	基底面中央凹陥部の形状		端面図及び断面図	本願意匠Cは、略丸底形状であるのに対して、引用意匠Cは、略円すい形状である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。

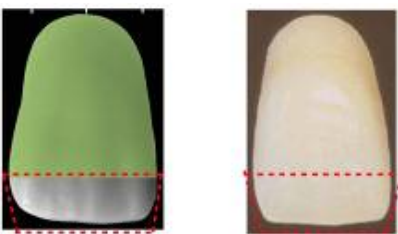
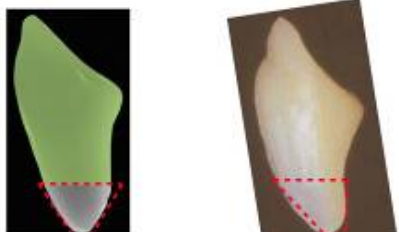
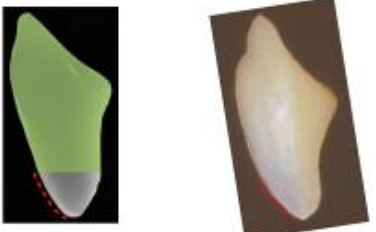
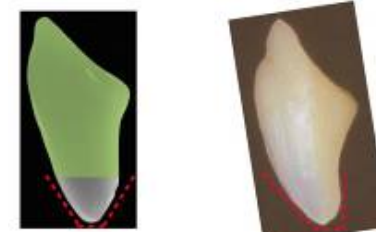
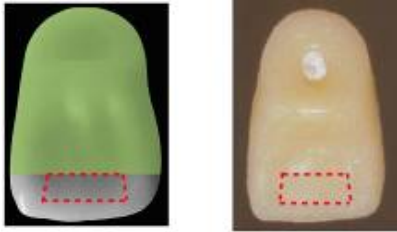

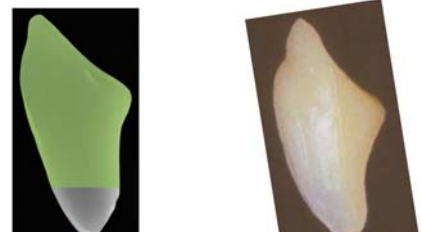
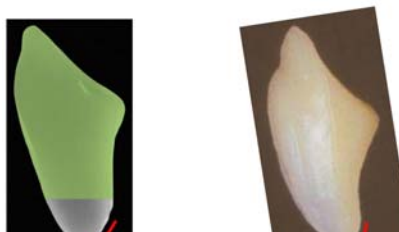
原告主張の相違点一覧表3

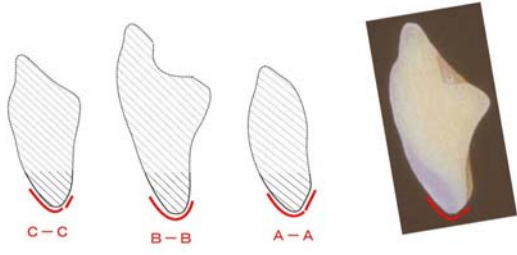
審決が看過した相違点(原告主張)

	部位	本願意匠Cと引用意匠Cの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(3カ)	切縁部		右側面図	なし	本願意匠Cの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Cの切縁部の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である。
相違点(3キ)	歯冠部の唇側面の形状		右側面図	なし	本願意匠Cの歯冠部9の唇側面1の形状は、歯冠部9と歯頸部2の境から正面側に最も張り出した部分までの形状が緩やかな円弧状であり、正面側に最も張り出した部分から切縁部10の先端付近までの形状はほぼ直線状である。これに対して、引用意匠Cの歯冠部9の唇側面1の形状は、歯冠部9と歯頸部2の境から切縁部10の先端まで全体が略円弧状になっている。
相違点(3ク)	稜の形状		右側面図	なし	本願意匠Cの稜8は、側面視の形状が鈍角を成しており、丸みがあるのに対し、引用意匠Cの稜8は、側面視の形状がほぼ直角を成しており、丸みも小さい。
相違点(3ケ)	唇側面下端縁の形状		右側面図	なし	本願意匠Cの唇側面下端縁3の形状は、円弧状であるのに対して、引用意匠Cの唇側面下端縁3の形状は、ほぼ直角の角を形成している。
相違点(3コ)	基底面の輪郭と基底面中央凹陷部の輪郭の形状		背面図	なし	本願意匠Cの基底面6は稜8の部分に一定の横幅があり、基底面6の輪郭の形状としてはこの稜8部分が直線的な部分を形成している。また、基底面中央凹陷部11の輪郭にも基底面6の直線部分と平行な直線部分が形成されている。これに対して、引用意匠Cの基底面6は稜8の部分に横幅がなく、基底面6の輪郭の形状としては直線的な部分のない略楕円形の形状になっている。また、基底面6の中央凹陷部11の輪郭も同様に略楕円形の形状である。
			底面図		
ファセット面の有無の相違			端面図及び断面図	本願意匠Cの出願時の願書の記載並びに願書に添付した写真及び断面図によれば、これらの写真及び断面図は、それぞれ人工歯の実際の大きさより、はるかに大きな図として添付されているが、周囲の面と比較して凹凸形状として明確に一定の領域を認識できる部位は認められない。	否認する。 本願意匠Cは、出願時の願書に添付した正面図、斜視図、A-A線端面図、B-B線端面図及びC-C線端面図によって、ファセット面を認識することができる。

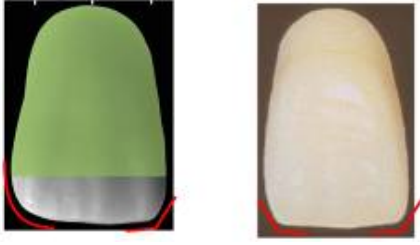
審決認定の共通点・相違点一覧表4

審決が認定した共通点

	部位	本願意匠Dと引用意匠Dの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点(4A)	全体		正面図	正面視の形状を略扁平逆台形状、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	側面視の形状を略逆三角形とする略倒三角柱形状である点	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(4B)	唇面		右側面図	上方をやや略凸円弧状に膨出させ	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	下方に到るに従い平板状とした点	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(4C)	舌面		背面図	上方の横幅中央部を浅くえぐった点	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(4D)	下端辺		正面図	正面視三つのやや山状の部分と二つのやや谷状の部分とを交互に組み合わせたごく低い略波状形状を呈する点	否認する。 引用意匠Dの下端辺は、下端辺の中央やや右側を頂点とする一つのごく低い山状形状であり、頂点から両隅までの部位はほぼ直線である。したがって、引用意匠Dの下端辺の形状は、「三つのやや山状の部位と二つのやや谷状の部位とを交互に組み合わせたごく低い略波状形状」とは認定できない。一方、本願意匠Dの下端辺の形状は審決の認定どおり「三つのやや山状の部位と二つのやや谷状の部位とを交互に組み合わせたごく低い略波状形状」である。
共通点(4E)	側面視		右側面図	略弾頭形状を呈するものであり	否認する。 本願意匠Dの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Dの切縁部10の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である(相違点(4イ))。
			右側面図		本願意匠Dは切縁部の先端につながる舌側面4に直線部分があるのに対して、引用意匠Dの切縁部10の先端につながる舌側面4の形状は曲線である(相違点(4ウ))。

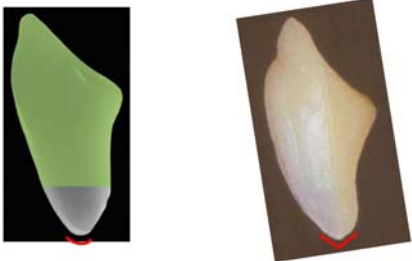
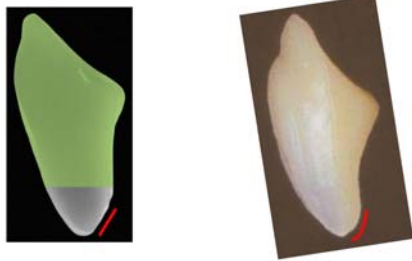
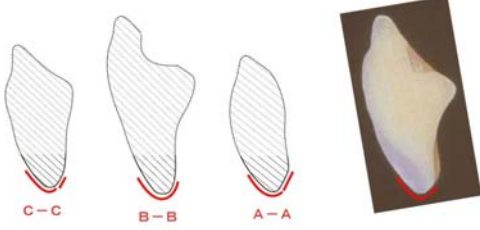
	部位	本願意匠Dと引用意匠Dの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点(4E)	側面視		端面図及び断面図	唇面上端縁と切縁先端を結ぶ仮想平面を基準とすると、切縁部の端面形状が、概ね上記仮想平面を中心線とし切縁先端を最下端とする、略放物線を描くものである点。	否認する。 本願意匠Dと引用意匠Dの切縁部の端面形状は、引用意匠Dの形状の開示が十分でないため、比較すること自体が不可能である。 また、引用意匠DのA-A断面図と最も近い位置を基準としている本願意匠DのB-B線端面図と引用意匠DのA-A断面図を比較すると、本願意匠DのB-B線端面図では、切縁部の先端につながる舌側面側の形状がほぼ曲線であるのに対して、引用意匠DのA-A断面図では、切縁部の先端につながる舌側面側の形状はほぼ直線状である。

審決が認定した相違点

	部位	本願意匠Dと引用意匠Dの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(4ア)	両下隅の正面形状		正面図	本願意匠Dは、右隅は、右端部が内側に向かってわずかに湾曲してすぼまっており、下端辺に向かって角張って屈曲して、前記下端辺における三つのやや山状の部位のうち右の山を形成しており、左隅は、左端部から下端辺にかけて曲率の大きな円弧状に湾曲して、前記下端辺における三つのやや山状の部位のうち左の山を形成しているのに対して、引用意匠Dは、両隅とも左右端部が内側に向かってわずかに湾曲してすぼまり、下端辺に向かって角張って屈曲し、前記下端辺における三つのやや山状の部位の左右の山を形成している点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。

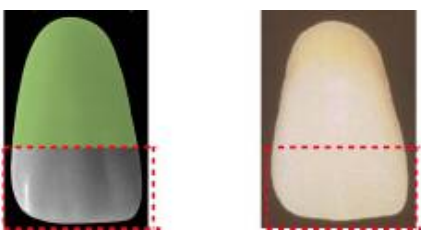
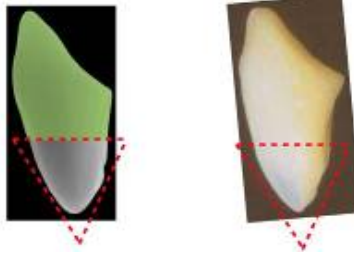
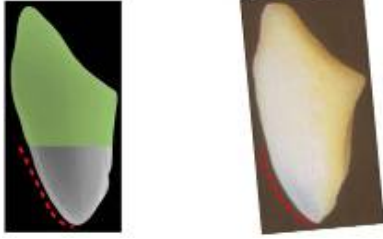
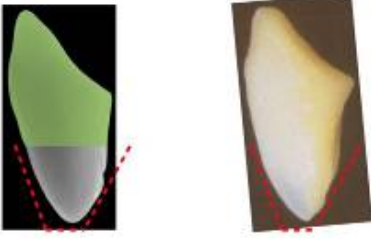
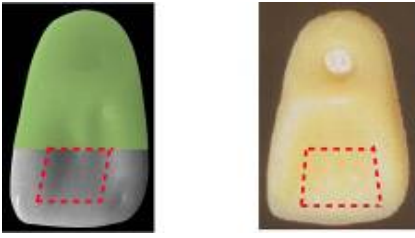
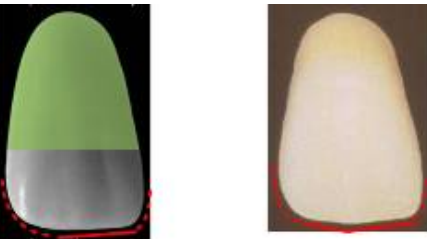
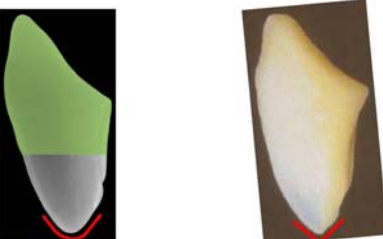
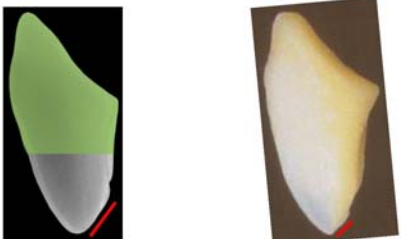
原告主張の相違点一覧表4

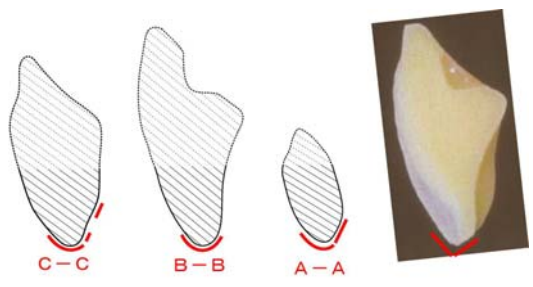
審決が看過した相違点(原告主張)

	部位	本願意匠Dと引用意匠Dの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(4イ)	側面視		右側面図	なし	本願意匠Dの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Dの切縁部10の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である。
相違点(4ウ)			右側面図	なし	本願意匠Dは切縁部の先端につながる舌側面4に直線部分があるのに対して、引用意匠Dの切縁部10の先端につながる舌側面4の形状は曲線である。
ファセット面の有無の相違			端面図及び断面図	本願意匠Dの出願時の願書の記載並びに願書に添付した写真及び断面図によれば、これらの写真及び断面図は、それぞれ人工歯の実際の大きさよりはるかに大きな図として添付されているが、周囲の面と比較して凹凸形状として明確に一定の領域を認識できる部位は認められない。	否認する。 本願意匠Dは、出願時の願書に添付した右側面図、左側面図、底面図、A-A線端面図、B-B線端面図及びC-C線端面図によって、ファセット面を認識することができる。

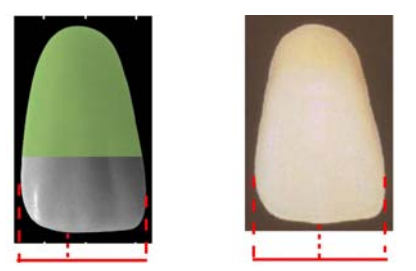
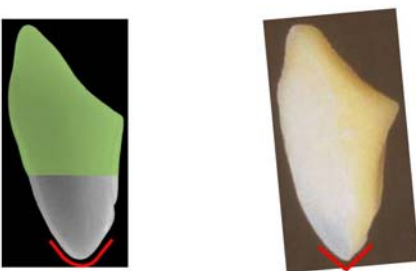
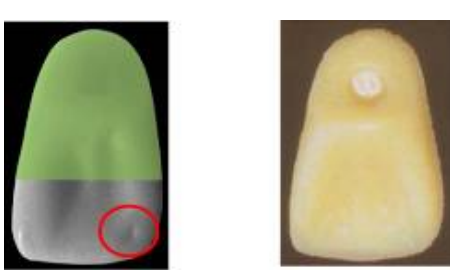
審決認定の共通点・相違点一覧表5

審決が認定した共通点

	部位	本願意匠Eと引用意匠Eの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点(5A)	全体		正面図	正面視の形状が、底部左右両隅が隅丸の略横長長方形状で、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	側面視の形状が略逆三角形を呈する略倒三角柱状である点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(5B)	唇面		右側面図	上方をやや略凸円弧状に膨出させ	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
			右側面図	下方に向かうに従い平板状とした点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(5C)	舌面		背面図	上方の幅方向中央部が浅くえぐれている点	認める。 但し、審決の評価については否認する。上顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(5D-1)	下端部		正面図	正面図において、右隅は、右端部が内側に向かってわずかに湾曲してすぼまっており、下端辺に向かって角張って屈曲してやや山状部を形成しており、左隅は、左端部から下端辺にかけて曲率の大きな円弧状に湾曲しており、下端辺の中間にもやや山状部がある	否認する。 本願意匠Eの下端辺は、両隅の湾曲部の間は直線形状であり、山状部は形成されていない。したがって、本願意匠Eの切縁部の形状は、「下端辺の中間にもやや山状部がある」とは認定できない。一方、引用意匠Eの切縁部には審決の認定どおり「下端辺の中間にもやや山状部」がある。
共通点(5D-2)			右側面図	側面視では、略弾頭形状を呈するものであり	否認する。 本願意匠Eの切縁部10の先端の形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Eの切縁部10の先端の形状は、角のある(エッジが付いた)形状である(審決で認定する「相違点(5ア)」)。
			右側面図	切縁部の先端につながる舌側面4の直線部分が、本願意匠Eは引用意匠Eの約2倍の長さである(相違点(5ウ))。	

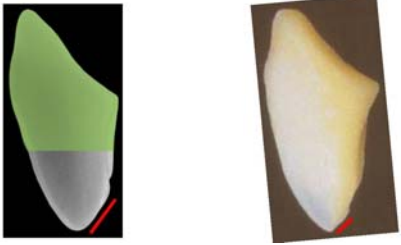
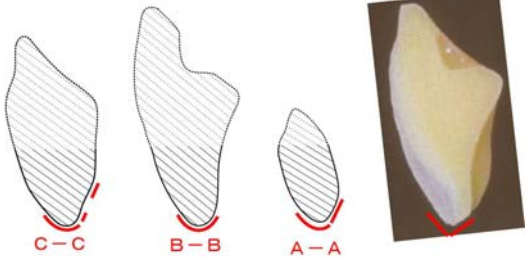
	部位	本願意匠Eと引用意匠Eの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点 (5D-2)	下端部		端面図及び断面図	唇面上端縁と切縁先端を結ぶ仮想平面を基準とすると、切縁部の端面形状が、概ね上記仮想平面を中心線とし切縁先端を最下端とする、略放物線を描くものである点。	否認する。 本願意匠Eと引用意匠Eの切縁部の端面形状は、引用意匠Eの形状の開示が十分でないため、比較すること自体が不可能である。 また、引用意匠EのA-A断面図と最も近い位置を基準としている本願意匠EのB-B線端面図と引用意匠EのA-A断面図を比較すると、本願意匠EのB-B線端面図では、切縁部の先端につながる舌側面側の形状がほぼ曲線であるのに対して、引用意匠EのA-A断面図では、切縁部の先端につながる舌側面側の形状はほぼ直線状である。

審決が認定した相違点

	部位	本願意匠Eと引用意匠Eの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(5ア)	切縁部先端の形状		正面図	本願意匠Eは、正面視で下端辺中間のごく低い山状を呈する位置が中央やや左であり、側面視で先端部がやや丸みを帯びているのに対して、引用意匠Eは、正面視で下端辺中間のごく低い山状を呈する位置が略中央であり、側面視で先端部がややとがっている点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。
			右側面図		
相違点(5イ)	舌面の凹部の態様		背面図	本願意匠Eは、舌面の浅くえぐれた面の中で、3箇所、周囲よりわずかに深くえぐった箇所があり、それらは、背面図において、中央上部やや左に略半米粒形状、中央やや右に細長い略半米粒形状、右下隅に略粟粒状のそれぞれ凹部として設けているのに対して、引用意匠Eは、舌面中央上部を略均等に浅いシャベル状にえぐっている点。	認める。 但し、審決の評価については否認する。

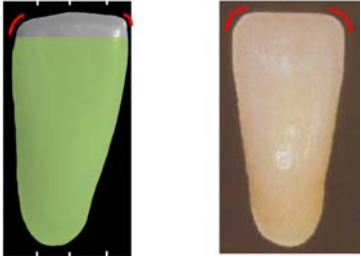
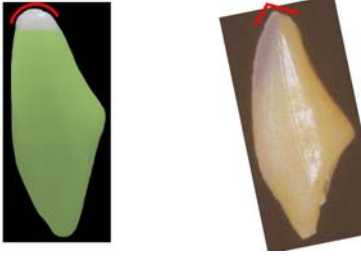
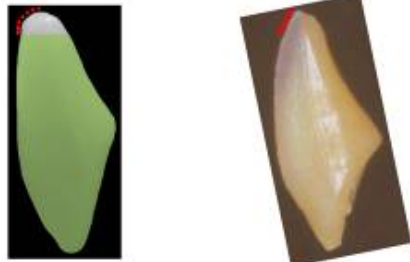
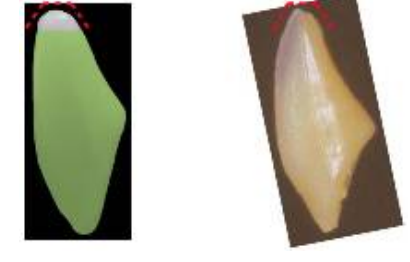
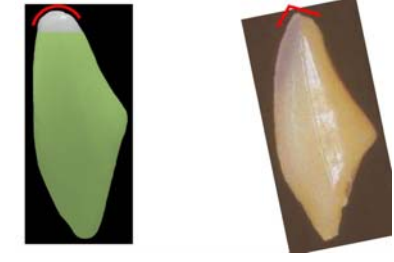
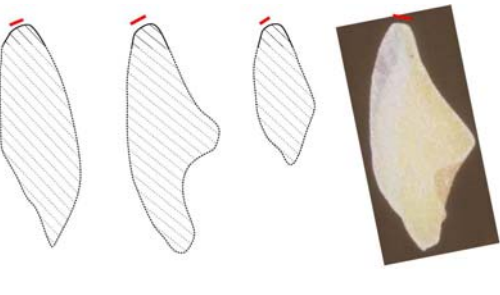
原告主張の相違点一覧表5

審決が看過した相違点(原告主張)

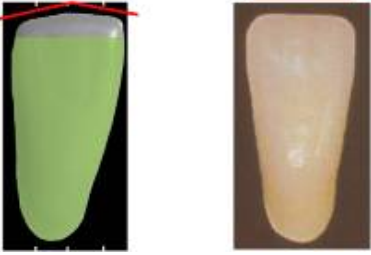
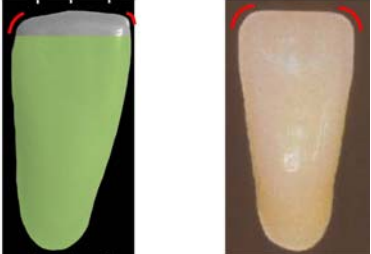
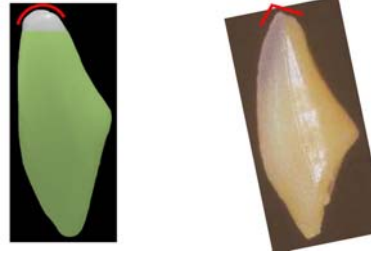
	部位	本願意匠Eと引用意匠Eの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(5ウ)	下端部		右側面図	なし	切縁部の先端につながる舌側面4の直線部分が、本願意匠Eは引用意匠Eの約2倍の長さである。
ファセット面の有無の相違			端面図及び断面図	本願意匠Eの出願時の願書の記載並びに願書に添付した写真及び断面図によれば、これらの写真及び断面図は、それぞれ人工歯の実際の大きさより、はるかに大きな図として添付されているが、周囲の面と比較して凹凸形状として明確に一定の領域を認識できる部位は認められない。	否認する。 本願意匠Eは、出願時の願書に添付した右側面図、左側面図、底面図、A-A線端面図、B-B線端面図及びC-C線端面図によって、ファセット面を認識することができる。

審決認定の共通点・相違点一覧表6

審決が認定した共通点

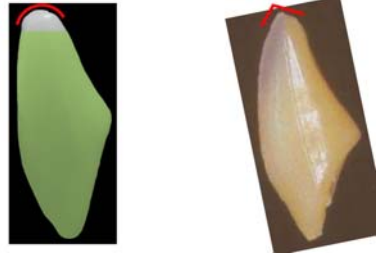
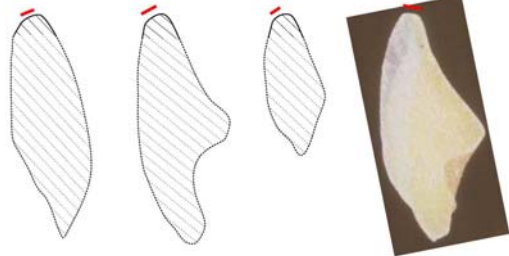
	部位	本願意匠Fと引用意匠Fの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
共通点(6A)	全体		正面図	正面視の形状を上端左右両隅が丸みを帯びた略扁平台形状	否認する。 本願意匠Fの左隅は右隅よりも大きなアールを有して左右非対称であるのに対して、引用意匠Fは両隅のアールの大きさは略同じであり左右対称である。この相違点は、審決の相違点アとして認定されている。切縁部10の形状(全体の形状)は、共通点ではなく、相違点としてのみ認定されるべきものである。
			右側面図	側面視の形状を略偏半円形状とする略倒偏半円柱形状である点	否認する。 本願意匠Fの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Fの切縁部の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である(相違点(6ウ))。
共通点(6B)	唇面		右側面図	下方をやや略凸円弧状に膨出させ	否認する。 本願意匠Fの切縁部10の唇側面側の形状は、斜めの部分(破線部分)と垂直部分(実線部分)に分かれているのに対して、引用意匠Fの切縁部10の唇側面側の形状は、円弧状である。
			右側面図	上方に到るに従い平板状とした点、	認める。 但し、審決の評価については否認する。下顎前歯の人工歯の一般的な形状パターンである。
共通点(6C)			右側面図	側面視では、略弾頭形状を呈するものであり	否認する。 本願意匠Fの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Fの切縁部の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である(相違点(6ウ))。
			端面図及び断面図	これを詳細に見ると唇面下端縁と切縁先端を結ぶ仮想平面を基準とすると、切縁部の端面形状が、概ね上記仮想平面を中心線とし切縁先端を最上端とする、略放物線を描くものであって、仮想中心軸を境として、唇面側扇形状部より、舌面側扇形状部の方が広角である点。	否認する。 本願意匠Fの切縁部10の端面形状は、切縁部10の先端につながる唇側面1側の形状にほぼ直線状の直線部分があるのに対して、引用意匠Fの切縁部10の端面形状は、切縁部10の先端につながる舌側面4側の形状にほぼ直線状の直線部分があり、本願意匠Fの直線状の直線部分の傾斜方向と引用意匠Fの直線状の直線部分の傾斜方向とは、逆である。

審決が認定した相違点

	部位	本願意匠Fと引用意匠Fの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(6ア)	正面形状		正面図	<p>本願意匠Fは、右隅は、右端部が内側に向かってわずかに湾曲して窄まり、曲率の大きな小円弧状隅部を経て、横幅中央部まで、左斜め上に向かってごくわずかに傾斜する上端辺を形成し、左隅は、右隅の曲率より小さな曲率の大円弧状隅部を経て、横幅中間部まで、右斜め上に向かってわずかに傾斜する上端辺を形成して、上端辺中間部がわずかに高い山状を成しているのに対して、引用意匠Fは、両隅とも左右端部が内側に向かってほぼ同じ曲率の円弧状に湾曲して上端辺に到り、上端辺は、両隅を除いて水平状である点</p>	認める。但し、審決の評価については否認する。
			正面図		
相違点(6イ)	側面形状		右側面図	<p>本願意匠Fは、仮想中心軸の前方唇面側の曲線の曲率と、後方舌面側の曲線の曲率が、略同じであるのに対して、引用意匠Fは、仮想中心軸の前方唇面側の曲線は、やや曲率が小さく、後方舌面側の曲線はやや曲率が大きい点</p>	認める。但し、審決の評価については否認する。

原告主張の相違点一覧表6

審決が看過した相違点(原告主張)

	部位	本願意匠Fと引用意匠Fの対比	図面	審決における認定(抜粋)	原告の認否又は主張要旨
相違点(6ウ)	切縁部		右側面図	看過している	本願意匠Fの切縁部10の先端の側面視形状は、アールのついた形状であるのに対して、引用意匠Fの切縁部の先端の側面視形状は、角のある(エッジが付いた)形状である。
ファセット面の有無の相違			端面図及び断面図	本願意匠Fの出願時の願書の記載並びに願書に添付した写真及び断面図によれば、これらの写真及び断面図は、それぞれ人工歯の実際の大きさより、はるかに大きな図として添付されているが、周囲の面と比較して凹凸形状として明確に一定の領域を認識できる部位は認められない。	否認する。 本願意匠Fは、出願時の願書に添付した正面図、斜視図、A-A線端面図、B-B線端面図及びC-C線端面図によって、ファセット面を認識することができる。